

鳥獣被害に強い地域支援事業実施要領

令和4年3月25日 鳥獣対第219号農林水産部長通知

第1 事業の目的

地域における鳥獣被害の軽減に向けては、加害レベルの高いサル群の捕獲に取り組む集落やイノシシ、シカ等の防護対策を実施しているものの被害が減少しない集落、新しいスマート技術等に取り組む地区などに対し、重点的に支援することが必要である。

そのため、県民局ごとに組織する鳥獣被害防止対策推進隊、市町村及び専門家が一体となって地域にかかわり、課題の解決や侵入防止柵の整備等を地域が主体となって継続的に行う取り組みを支援することで、鳥獣被害の防止・軽減を図る。

第2 事業実施期間

令和4年度から令和6年度までの3年間とし、各々の事業については、単年度で事業を完了すること。

第3 事業の内容等

この事業の事業種目は次のとおりとし、事業内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表のとおりとする。

- 1 侵入防止柵整備支援
- 2 鳥獣対策スマート技術等活用事業

第4 被害防止計画

本事業は、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項に基づく鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）の実現を図るため、被害防止計画との整合に留意しつつ、進めるものとする。

第5 事業実施等の手続

- 1 市町村長は、各事業実施主体の事業実施計画書（様式第3号）を取りまとめ、事業実施計画総括表（様式第2号）を作成し、承認申請書（様式第1号）により県民局長に提出して、その承認を受けるものとする。
- 2 県民局長は、1により提出された事業実施計画がこの事業の目的・内容及び採択要件等に照らして適当であると認められる場合には、あらかじめ知事と協議の上、これを承認するものとする。
- 3 事業実施主体は、事業の目的に資するため必要があると認める場合には、実施計画の内容を変更できるものとする。この場合において、補助金額の増減、事業実施主体の変更、事業種目の新設又は廃止に係る内容を変更しようとするときは1及び2に準じて行うものとする。
- 4 事業の着工又は着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない

事情がある場合には、あらかじめ、交付決定前着工（着手）届（様式第4号）を市町村長は県民局長に、他の事業実施主体は市町村長に提出することにより、交付決定前に着工（着手）できるものとする。

なお、交付決定前着工（着手）届けの提出を受けた市町村長は、適正な指導を行った上で、県民局長へ提出するものとする。

県民局長は、市町村長から交付決定前着工（着手）届けが提出された場合は、速やかに知事に写しを提出するものとする。

第6 事業実績報告等

- 1 市町村長は、事業完了から起算して30日を経過した日又は事業を実施した年度の3月末日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第5号）により県民局長に報告するものとする。
- 2 県民局長は、1により提出された事業実績報告書により、事業実施の完了を確認した後、その旨を市町村長に通知するとともに、速やかに事業実績報告書の写しを知事に提出するものとする。
- 3 県民局長は、必要に応じ、市町村長に事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

第7 助成措置

県は、予算の範囲内において、第3に定める事業実施に要する経費について別に定めるところにより助成するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施につき必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別表) 事業の内容等

事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
侵入防止柵整備支援	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵の整備 ワイヤーメッシュ柵、電気柵、金網柵、防護ネット等の資材 ・捕獲わなの整備 侵入防止柵と同時に設置する箱わな <p>※電気柵の受電施設は除く ※トタン柵単体での設置は、補助対象外とする ※捕獲わなは、鳥獣被害防止総合対策交付金の対象となるない箱わなに限定する。</p>	<p>市町村 農業団体 営農集団等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村被害防止計画に位置づけられていること。 ・整備地区ごとの受益戸数が3戸以上であること。 ・受益面積が概ね3ha以上であること。 (中山間地域等は概ね2ha以上) ・原則として連続した防止柵であること。 ・集落点検マップを作成すること。 ・国庫事業で一体的に整備する場合の受益面積は、当該国庫事業での受益面積も含める。 ・整備内容が、受益者の話し合いに基づく合意が得られており、かつ効率的かつ効果的なものであること。 ・鳥獣を寄せ付けない環境管理対策（棲み分け対策）を組み合わせること。 ・農林被害を目的とするものに限る 	1／2以内
鳥獣対策スマート技術等活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT技術等のスマート技術の現地導入に必要な資材（遠隔監視、自動捕獲、ドローン活用等） ・サル被害対策の効率化に係る費用（GPS等） ・新たな技術導入に向けた実証に必要な費用 	<p>市町村 農業団体 営農集団等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村被害防止計画に位置づけられていること。 ・受益戸数が3戸以上であること。 ・受益面積が概ね30a以上であること。 ・集落(又は地区又は生産組合)単位の取組であること。 ・鳥獣を寄せ付けない環境管理対策（棲み分け対策）を組み合わせること。 ・農林被害を目的とするものに限る 	<p>1／2以内 (実証費用は補助上限200千円を基本)</p>

(注)本事業を実施する地区においては、積極的に鳥獣被害対策関係の研修会等に参加すること。